資料１

令和８年１０月１日
大津市社会福祉審議会
障害者福祉専門分科会

おおつ障害者プラン
（改訂版）

〈 大津市障害福祉計画（第８期計画）・
大津市障害児福祉計画（第４期計画）〉

（案）

令和　年　月

大　津　市

目　次

第1章

計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨 …… 1
2　関係法令等の動向 ……
3　計画の位置付け ……
4　計画の期間 ……
5　計画の対象 ……
6　計画の策定体制 ……

第2章

本市における動向

1　障害のある人の人数の推移 …… 1
2　アンケート調査結果からみえる現状 ……

第3章

計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念 …… 1
2　計画の基本方針 ……

第4章

障害福祉計画

1　施設入所利用者の地域生活への移行 …… 1
2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ……
3　福祉施設から一般就労への移行 ……
4　地域生活支援の充実 ……
5　相談支援体制の充実・強化等 ……
6　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための
　生産性向上 ……
7　障害福祉サービス等の質の向上 ……
8　障害福祉サービスの利用見込み ……
9　地域生活支援事業の見込み（必須事業） ……
10　地域生活支援事業の見込み（任意事業） ……

第5章

障害児福祉計画

1　障害児支援の提供体制の整備等 …… 1
2　障害児福祉サービスの利用見込み ……

第6章

計画の推進

1　計画の推進体制 …… 1
2　計画の進捗管理 ……

資料編

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

1　＊＊＊＊＊＊＊＊＊ …… 1
2　＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ……
3　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ……

第 1 章

計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化や重度・重複化が進行し、ニーズが多様化する中、社会全体のバリアを取り除くことが不可欠です。本人の「意思決定支援」や情報アクセシビリティの確保に加え、家族の高齢化、いわゆる「親なき後」を見据えた地域生活の安心確保など、多様な課題への対応が求められており、すべての市民が主体的に参画し、多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる共生社会の構築が必要です。

国においては、改正障害者差別解消法の施行や令和５年の「第５次障害者基本計画」の策定など法整備が進むとともに、令和８年３月には国の新たな「基本指針」が告示されました。この新指針では、当事者本位のサービス提供や意思決定支援の推進、地域生活への移行促進、さらには障害福祉人材の確保・定着や生産性向上のための取組などが示されています。

大津市（以下「本市」）では、障害者施策、及び障害者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和６年３月に「大津市障害者計画」「大津市障害福祉計画（第７期計画）」「大津市障害児福祉計画（第３期）」の三計画を「おおつ障害者プラン」として一体的に策定し、重度障害者等の日中の場や住まいの場の充実、「おおつ基幹相談ネット」を中心とした相談支援体制の確保、地域生活支援拠点の面的整備など、誰もが安心して暮らせる環境整備に努めてきました。

このような状況を踏まえ、令和８年度をもって終期を迎える「第７期計画」及び「第３期計画」について必要な見直しを行います。策定にあたっては、令和11年度までを期間とする本市の障害者施策の基本計画である「大津市障害者計画」との緊密な連携のもと、その基本理念である「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」の実現に向けて、令和９年度を初年度とする「大津市障害福祉計画（第８期計画）・大津市障害児福祉計画（第４期計画）」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備・推進します。

2　関係法令等の動向

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年９月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。平成22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした改革の基本的方向などが閣議決定されました。

そして、「障害者基本法」の改正（平成23年８月施行）や「障害者虐待防止法」の成立（平成24年６月）、「障害者差別解消法」の制定（平成25年６月）など法整備が進められ、これらを受けて平成26年１月に同条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

近年の動向としては、令和３年６月に「障害者差別解消法」が改正（令和６年４月施行）されたほか、令和４年５月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策が推進されています。同年６月の「児童福祉法」改正では障害児入所施設の22歳までの入所継続等が可能になり、10月には「障害者総合支援法」が改正され障害者等の地域生活の支援体制が充実しました（いずれも令和６年４月一部施行）。また、同年８月には国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査が行われるなど、様々な法整備や取組が進められています。

また、令和７年６月には、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話を使用する方にとって言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとした上で、手話に関する施策を総合的に推進することが明記されました。さらに、令和８年７月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立（施行は令和９年４月１日）し、医療的ケア児支援の成人期への拡大、重症心身障害者への支援を包含することなどが定められました。このように、個別の障害対策についての法整備も進められつつあります。

国の定める基本指針においても、「地域共生社会」の実現に向けたより一層の取組の推進が掲げられています。具体的には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進が示されています。さらに、障害児支援におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置や、障害福祉人材の確保・定着やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備といった目標が掲げられています。

障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、障害のある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

近年の国の動向

平成30年５月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 （改正バリアフリー法） ○ 社会的障壁除去等の理念の明記 など ※平成30年11月施行
平成30年５月	「学校教育法」及び「著作権法」改正 ○ デジタル教科書の併用制 など
平成30年６月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」施行 ○ 計画策定の努力義務 など
令和元年６月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」施行 ○ 計画策定の努力義務 など
令和２年６月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）」制定 ○ 電話リレーサービスの制度化 など ※令和２年12月施行
令和３年６月	「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法） ○ 事業者による合理的配慮の提供の義務化 ※令和６年４月施行
令和４年５月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ○ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和４年６月	「児童福祉法」改正（改正児童福祉法） ○ 障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 など ※令和６年４月一部施行
令和４年８月	国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査
令和４年10月	「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ○ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 など ※令和６年４月一部施行
令和７年５月	「災害対策基本法」等改正 ○ 防災部局や職能団体等との連携、施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進 など

令和７年６月	「手話に関する施策の推進に関する法律」施行 〇手話に関する施策を総合的に推進することが明記
令和７年12月	「高次脳機能障害者支援法」成立 〇 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進など
令和８年３月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正 〇「住宅セーフティネット法」に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和、居住支援協議会等との連携 〇 障害者等に対する虐待の防止、意思決定支援の一層の推進 〇「地域共生社会」の実現に向けた一層の取組の推進 など
令和８年７月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」の改正 〇 支援対象の成人期への拡大 〇 重症心身障害への対応の包括 など

3　計画の位置付け

（1）計画の性格

「大津市障害者計画・大津市障害福祉計画（第８期計画）・大津市障害児福祉計画（第４期計画）」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の三計画を一体的に策定したものです。本市では、三計画を総称して「おおつ障害者プラン」と呼んでいます。

「大津市障害者計画」は本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「大津市障害福祉計画・大津市障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス等の利用見込量や確保策を定める計画となります。

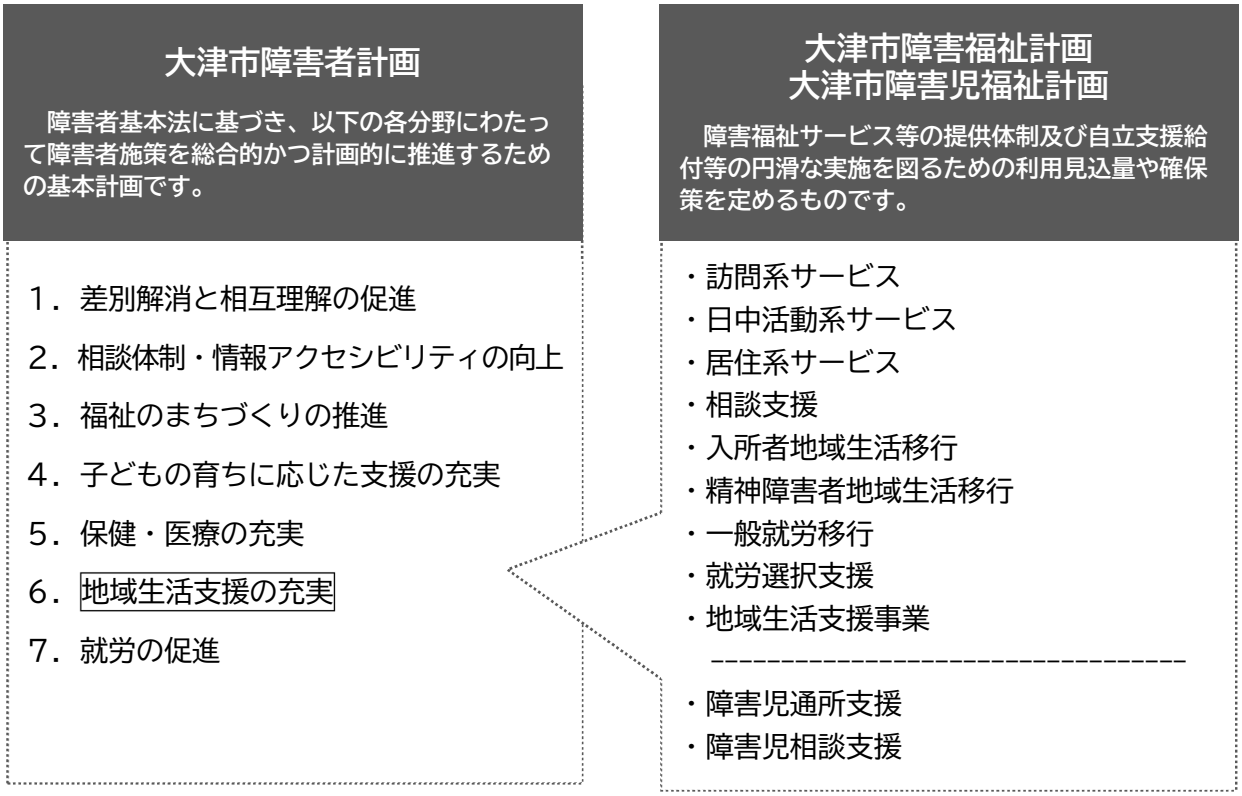
（2）根拠法令

「大津市障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本理念や、施策を総合的かつ計画的に推進するための方針・施策・事業等を定めたものです。

また、「大津市障害福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で、「大津市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための利用見込量や確保策を定めたものです。

<table>
<tr><th></th><th>障害者計画</th><th>障害福祉計画</th><th>障害児福祉計画</th></tr>
<tr><td>内容</td><td>障害者施策の基本方針について定める計画</td><td>障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画</td><td>障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画</td></tr>
<tr><td>根拠法</td><td>障害者基本法</td><td>障害者総合支援法</td><td>児童福祉法</td></tr>
<tr><td>国</td><td>（第５次）障害者基本計画
（令和５（2023）年度
～令和９（2027）年度）</td><td colspan="2">障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針
（都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="3">滋賀県障害者プラン2027</td></tr>
<tr><td>大津市</td><td colspan="3">大津市障害者計画・
大津市障害福祉計画（第８期計画）・大津市障害児福祉計画（第４期計画）</td></tr>
</table>

【国の「障害者基本計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



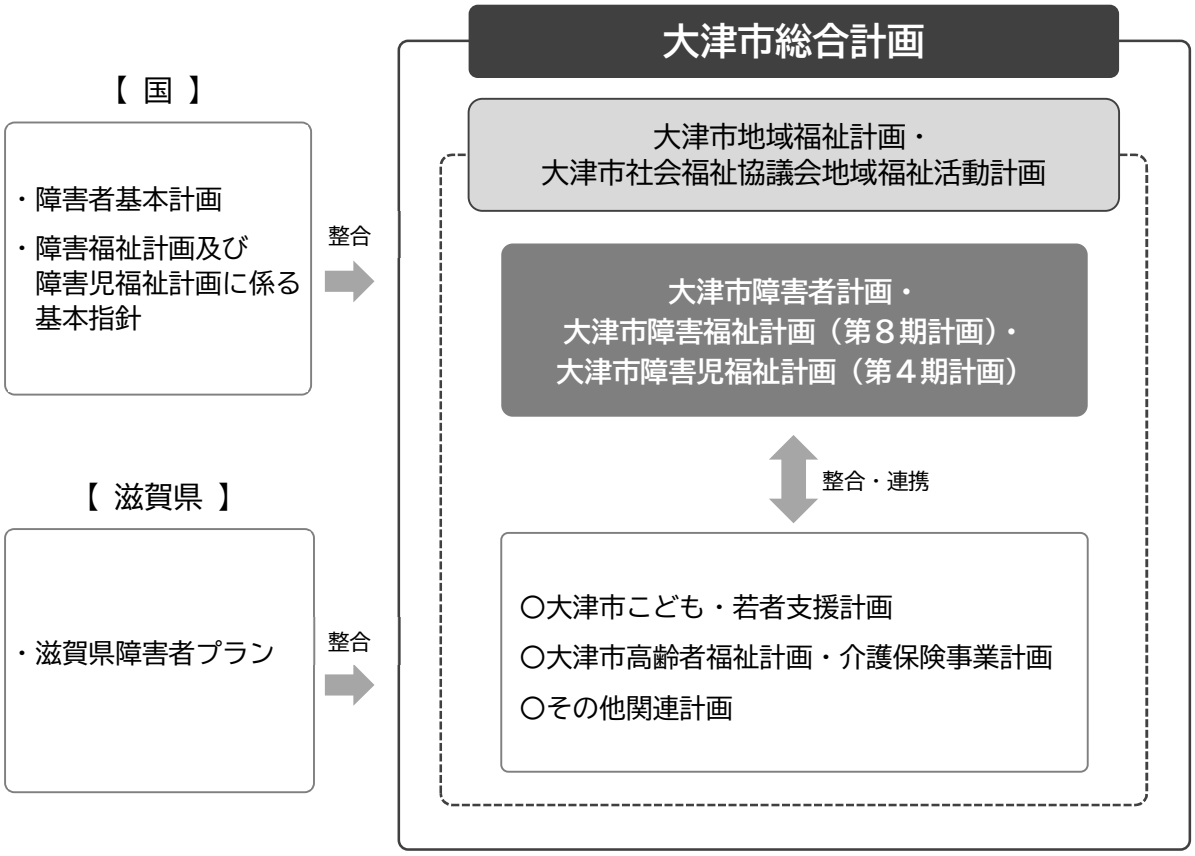
【国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正後の概要（令和８年３月告示)】

◆ 指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 福祉施設から一般就労への移行等
④ 障害児支援の提供体制の整備等
⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
⑦ 障害福祉サービスの質の確保
⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
⑬ 地域差の正正・指定の在り方等
⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

（3）関連計画

本計画は、市の最上位計画である「大津市総合計画」の障害者福祉の分野別計画として位置付けています。本計画では、本市が策定する各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



（4）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

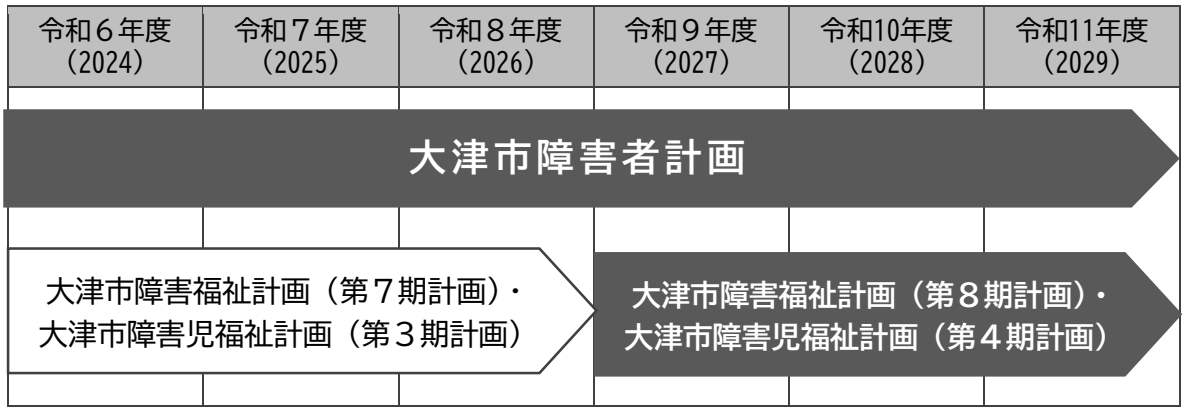
ＳＤＧｓは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。ＳＤＧｓの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害のある人を含めた本市に住む全ての市民が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障害者施策を推進するに当たり、ＳＤＧｓを意識して取り組むことで、社会（地域）のさまざまな主体と連携しながら、障害のある人一人ひとりの人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4　計画の期間

「大津市障害者計画」は、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間を計画の期間としており、今回策定する「大津市障害福祉計画（第８期計画）・大津市障害児福祉計画（第４期計画）」は、国の基本方針に基づき、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間を計画の期間とします。



5　計画の対象

本計画の対象は、全ての市民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関などとします。

また、障害のある人について、「障害者基本法」第２条において次のように定義しています。

> 身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
>
> 障害者基本法第２条より

法の規定に基づき、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人全てとして、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等も含みます。

6　計画の策定体制

（1）計画策定の体制

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」及び「大津市障害者自立支援協議会計画策定部会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

（2）計画策定への市民参加

本計画の策定に当たって、障害者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者や発達障害のある人、及びそのご家族へのアンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施しました。

① アンケート調査

○ 調査対象

18歳以上：障害者手帳を所持する市民
18歳未満：障害者手帳を所持する児童
事業所：市内の事業所

○ 調査期間

令和８年５月27日～令和８年６月15日

○ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

○ 回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
18歳以上	2,000通	811通（204件）	40.6%
18歳未満	500通	214通（87件）	42.8%
事業所	180通	95通（65件）	52.8%

※（　）の件数はインターネットでの回答件数です。

② 関係団体ヒアリング調査

○ 調査対象

・大津市ろうあ福祉協会
・大津市障害児者と支える人の会
・大津市身体障害者更生会
・大津市精神障碍者と家族の会「湖の子会」
・大津視覚障害者協会
・障害者差別のない「おおつ」をめざす会
・滋賀県難病連絡協議会大津支部

○ 実施期間

令和８年７月

○ 調査票配布方法

郵送又はメールによる事前調査、及び希望する団体への対面でのヒアリング調査

第 3 章

計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

大津市総合計画において、本市の将来像として「ひと、自然、歴史の縁で織りなす　住み続けたいまち“大津再生”～コンパクトで持続可能なまちへの変革～」を掲げ、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた街並み等によって形成された美しい景観、さまざまな縁でつながる人々のあたたかさや活力など、大津が秘めている魅力や可能性を掘り起こし、余すことなくまちづくりへ活かし、人々の交流を深めることで人が集い、活気に満ち、元気で笑顔あふれる、住み続けたい大津を再生することを目指しています。

障害者福祉分野では、障害があっても障害のない人と同じ生活と活動を行い（ノーマライゼーション）、社会から孤立や排除をされずに、それぞれの存在と役割を有して（ソーシャル・インクルージョン）、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しながら、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障害者施策の取組との連続性、整合性から前回計画の基本理念である「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、全ての人が相互に理解し、積極的に関わり合いながら、人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

将　来　像

一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる
共生のまち“大津”

ノーマライゼーション

どのような障害があっても、障害のない人と同じように生活し、活動できる社会が本来の社会の姿であるという考え方

ソーシャル・インクルージョン

だれもが社会の中で孤立したり排除されず、その存在の価値と役割を持ち得る社会、だれもを包含しうる社会を目指す考え方

2　計画の基本方針

本計画では大津市障害者計画との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

また、自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が日常生活や社会生活に関して、「意思決定支援ガイドライン」に基づき本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう支援を充実するとともに、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。

② 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、強度行動障害の状態にある人や医療的ケア児者等の重度障害者も含めた地域生活への移行や地域生活の継続の支援、ならびに就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実します。

就労支援においては、令和７年に新設された「就労選択支援」の活用や適切なアセスメントに基づき、本人の希望や適性に応じた一般就労等への移行・定着を推進します。

併せて、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域生活支援拠点等の整備や機能強化を進めます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

制度・分野ごとの「縦割り」を超え、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」など家族が抱える複雑化・複合的な課題に対して重層的支援体制整備事業等と連携した「共通する困りごと」がある人たちを支える仕組みを作ります。

さらに、住宅部局との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅を活用するなど、居住支援を推進します。

人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ります。

④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応

障害等により、今の地域社会の環境やサービス提供体制では暮らしづらさがある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもへの支援は、障害のある子ども本人の意思・意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障害のある子ども及びその家族に対し、子どもの発達に気がかりがある段階から「伴走的な相談支援」を行える体制を確保します。

障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、児童発達支援センターが担う「４つの中核機能」（高度な専門的発達支援・家族支援、スーパーバイズ・コンサルテーション、インクルージョン推進の中核、発達支援の入口としての相談）を地域で確保し、重層的な地域支援体制の構築を図ります。

また、地域の保育所や学校等との連携によるインクルージョンの推進を図り、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

⑥ 障害福祉人材の確保

障害の重度化・高齢化が進む中、安定的で質の高い障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、障害福祉を担う人材を確保し、定着を図るために、大学・専門学校等との連携を強め、加えて、転職者へのアプローチをします。

また、処遇改善の推進やハラスメント対策等による職場環境の整備を進めるとともに、専門性を高めるための研修の実施や、キャリアパス構築による必須資格者の安定した継続配置、職種間の連携等の体制づくりを進めます。

さらに、介護テクノロジー（ＩＣＴ・ロボット等）の導入促進や手続負担の軽減を通じた間接業務の効率化・生産性向上を図り、職員の負担軽減と当事者視点に立った直接処遇の質向上を推進します。

⑦ 障害のある人の社会参加の支援

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が多様な文化芸術活動、スポーツ、健康増進活動に積極的に参加し、楽しむことができる環境整備を進め、共生社会の実現を目指します。

あわせて、手話言語の普及や行政情報のアクセシビリティ向上など、障害特性に応じた社会参加を一体的に支援します。

第 4 章

障害福祉計画

1　施設入所利用者の地域生活への移行

（1）第７期計画の成果目標の達成状況

目標値		実績値
令和８年度末の施設入所者数	160 人	138 人
令和８年度末における地域生活への移行者数	22 人	21 人
県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	３人	２人

（2）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和 11 年度末時点で、令和６年度末時点の施設入所者数から５％以上削減	施設入所の需要等を踏まえ、令和６年度末時点の施設入所者と同数を令和 11 年度末の施設入所者の目標値とする
地域生活移行者数	令和 11 年度末時点で、令和６年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活に移行	令和６年度末時点の施設入所者の●％（国の指針６％に第７期計画の未達成率●％を加えた割合）を令和 11 年度末までに地域生活に移行する人の目標値とする
【県独自目標】 県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	県独自の成果目標のため、基本指針の記載なし	１人でも多くの人の県内での生活の実現を基本とする

目　標　値	
令和 11 年度末の施設入所者数	●人
令和 11 年度末における地域生活への移行者数	●人
県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	●人
障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による支援の回数【新設】	●回

目標実現に向けた取組

施設利用者が円滑に地域生活に移行できるよう、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援を行いつつ、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスを量的・質的に充実していくことが重要です。

障害のある人が安心して地域で暮らすことが可能となるよう、当事者のニーズを踏まえた上で、地域の中でのサービスの充実を図ります。また、共同生活援助の利用者数が増加する中で、不足している重度障害者に対応したグループホームの拡充や、施設に入所しながら地域でのサービスを受けられる仕組みを検討することで地域生活移行への基盤を作っていきます。

さらに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、当事者の利用ニーズや地域定着するために必要な社会資源の整備に努め、各関係機関と連携し、支援を行います。そのほか、障害のある人の地域生活移行の受け皿として、住まいの場（グループホーム等）の確保に努めるとともに、訪問系サービスを使いながら重度障害のある人の暮らしを支える体制整備を行います。重度障害者に対応できる生活介護などの「日中活動の場」や、短期入所の整備に努めます。

なお、入所施設からの地域生活移行を進めるとともに、他圏域と比較して入所施設の定員が少ない本市の状況を踏まえ、施設への入所希望者の意向に添った入所調整も、あわせて行います

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（1）第７期計画の成果目標の達成状況

活動指標（目標値）			
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	８回	８回	８回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	160 人	160 人	160 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	２回	２回	２回
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	１人	１人	１人
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人/月）	１人	１人	１人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	112 人	120 人	129 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	７人	７人	７人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	17 人	18 人	19 人

活動指標（実績値）			
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	８回	８回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	181 人	172 人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	２回	２回	
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	０人	０人	
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人/月）	17 人	37 人	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	95 人	165 人	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	４人	14 人	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	14 人	34 人	

（２）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
心のサポーター数の拡大【新設】	令和 15 年度末までに全国 100 万人以上となるよう、都道府県の将来人口を勘案し目標値を設定することを基本とする。指定都市を含む市町村においても目標設定を想定。	県の目標値等を踏まえ、人口按分等により市の目標値を設定する

目　標　値	目　標　値
心のサポーター数の拡大【新設】	●人

活動指標			
	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	●回	●回	●回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	●人	●人	●人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	●回	●回	●回
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	●人	●人	●人
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人/月）	●人	●人	●人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	●人	●人	●人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	●人	●人	●人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	●人	●人	●人
心のサポーター養成研修の年間実施回数【新設】	●回	●回	●回
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新設】	●回	●回	●回
精神障害者の短期入所の利用者数【新設】	●人	●人	●人

目標実現に向けた取組

保健や医療の支援が必要な障害のある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

精神障害のある人の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、住居の確保に加えて、相談支援専門員等の福祉専門職と医療・保健関係者との連携による支援の充実を図ることが必要です。また、精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、病状が不安定な時にいつでも相談でき、速やかに受診できる体制づくりや、急性期における医療機関の受入れ対応についても更なる整備が必要

です。さらに、相談支援体制の強化として、相談支援を担う人材の育成・確保、相談支援の周知・啓発を行うことが必要です。

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムを更に拡充していきます。

システムの拡充に当たっては、障害福祉、医療、保健、介護、住まい等を包括的に提供することや、さまざまな当事者活動やピアサポート活動への支援、精神障害のある人が地域で交流できる場を提供します。また、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの拡充や、精神障害のある人の家族に対する支援等に関する、関係者の協議の場である大津市障害者自立支援協議会精神福祉部会において、協議・検討を進めます。

さらに、心のサポーター等の人材養成体制を整備することで、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持つ地域の人材を育成し、地域や職域での支援体制を確立していきます。

3　福祉施設から一般就労への移行

（1）第７期計画の成果目標の達成状況

目標値		実績値
令和８年度中の一般就労移行者数（全体）	26 人 （1.28 倍増）	
令和８年度中の一般就労移行者数（就労移行支援）	21 人 （1.31 倍増）	
令和８年度中の一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	１人 （1.29 倍増）	
令和８年度中の一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	６人 （1.28 倍増）	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	全体の５割以上	
令和８年度末における就労定着支援事業の利用者数	４人 （１ヶ月平均）	
令和５年度における就労定着支援事業の就労定着率７割以上の事業所の割合	全体の２割５分以上	
大津市障害者自立支援協議会就労支援部会の開催回数	６回	

（2）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数（全体）	令和 11 年度中に、令和６年度実績の 1.31 倍以上	国の方針に準じる 令和６年度実績　●人
就労移行支援における一般就労移行者数	令和 11 年度中に、令和６年度実績の 1.14 倍以上	国の方針に準じる 令和６年度実績　●人
就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数	令和 11 年度中に、令和６年度実績の 1.52 倍以上	国の方針に準じる 令和６年度実績　●人
就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数	令和 11 年度中に、令和６年度実績の 1.67 倍以上	国の方針に準じる 令和６年度実績　●人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする	国の方針に準じる
就労定着支援事業の利用者数	令和 11 年度末の利用者数を、令和６年度実績の 1.47 倍以上	国の方針に準じる
就労定着支援事業所の就労定着率７割以上の事業所の割合	令和 11 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の２割５分以上	国の方針に準じる

目　標　値	
令和 11 年度中の一般就労移行者数（全体）	●人 （●倍増）
令和 11 年度中の一般就労移行者数（就労移行支援）	●人 （●倍増）
令和 11 年度中の一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	●人 （●倍増）
令和 11 年度中の一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	●人 （●倍増）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	全体の●割以上
令和 11 年度末における就労定着支援事業の利用者数	●人 （１か月平均）
令和 11 年度における就労定着支援事業の就労定着率７割以上の事業所の割合	全体の●割●分以上
大津市障害者自立支援協議会就労支援部会の開催回数	●回

目標実現に向けた取組

成果目標に掲げている一般就労への移行については、就労移行支援、就労継続支援ともに利用者は増加している中で、企業と就労する障害のある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労準備支援等による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。また、令和７年より新たに実施している就労選択支援事業も活用し、障害のある人にとってより良い働き方や就労先の選択ができるように支援していきます。

障害のある人の就労は、社会参加、生きがいづくりの観点からも重要であり、福祉的就労についてはその重要な役割を担っています。障害のある人が障害の程度や特性に応じて、個々人の望む多様な働き方ができる環境を整備していくことが重要です。

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、障害のある人の希望に応じた就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を、引き続き、おおつ働き・暮らし応援センターと連携して行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や、就労継続支援Ｂ型事業所に通所する人の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

4　地域生活支援の充実

（1）第７期計画の成果目標の達成状況

目標値		実績値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年１回以上検証、検討	あり
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実	年５回以上検証、検討	あり

活動指標（目標値）				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	１か所	１か所	１か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		１回	１回	１回
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実（大津市障害者自立支援協議会行動障害部会での検討）		６回	６回	６回

活動指標（実績値）				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	１か所	１か所	
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		１回	１回	
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実（大津市障害者自立支援協議会行動障害部会での検討）		６回	６回	

（2）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和 11 年度末までの間、各市町村または各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。	国の方針に準じる
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実	令和 11 年度末までに、強度行動障害を呈する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	国の方針に準じる

目　標　値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年●回以上検証、検討
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実	年●回以上検証、検討

活動指標				
		令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	●か所	●か所	●か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		●回	●回	●回
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実（大津市障害者自立支援協議会行動障害部会での検討）		●回	●回	●回

目標実現に向けた取組

障害のある人の地域生活を支援するための体制整備や、障害のある人の重度化・高齢化、及び家族介護者の高齢化に備え、重度障害にも対応でき、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図ることができる体制が求められています。

引き続き、地域生活支援拠点の充実を図り、身近な困りごとの相談や緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められます。また、障害のある人の高齢化にともなう障害状態の重度化や「親なき後」を見据えるとともに、障害の種別、程度にかかわらず、障害のある人の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点コーディネーターを中心に、おおつほっとネットお泊り事業及びお助け事業（地域生活支援拠点居室確保事業、支援員派遣事業）を活用し、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つの機能を持つ地域生活支援拠点等の更なる連携を図ります。

5　相談支援体制の充実・強化等

（1）第７期計画の成果目標の達成状況

目標値		実績値
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	５人	５人
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行なう部会の設置数及び開催回数	相談支援連絡会 12 回/年	相談支援連絡会 12 回/年

活動指標（目標値）			
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	12 回	12 回	12 回
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	59 件	62 件	65 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	38 件	41 件	44 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	75 回	78 回	81 回

活動指標（実績値）			
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	12 回	12 回	
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	138 件	145 件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	59 件	52 件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	71 回	114 回	

（２）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	令和 11 年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	相談支援体制の充実・強化等に向け基幹相談支援センターを設置済
地域サービス基盤の開発・改善等	令和 11 年度末までに、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	協議会での相談支援事業所の参画による部会の設置数・実施回数（頻度）
のぞまないセルフプランの解消【新設】	都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。	国の方針に準じる

目　標　値	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	●人
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行なう部会の設置数及び開催回数	相談支援連絡会 ●回/年
令和 11 年度末までのぞまないセルフプランの件数【新設】	●件（ゼロ）

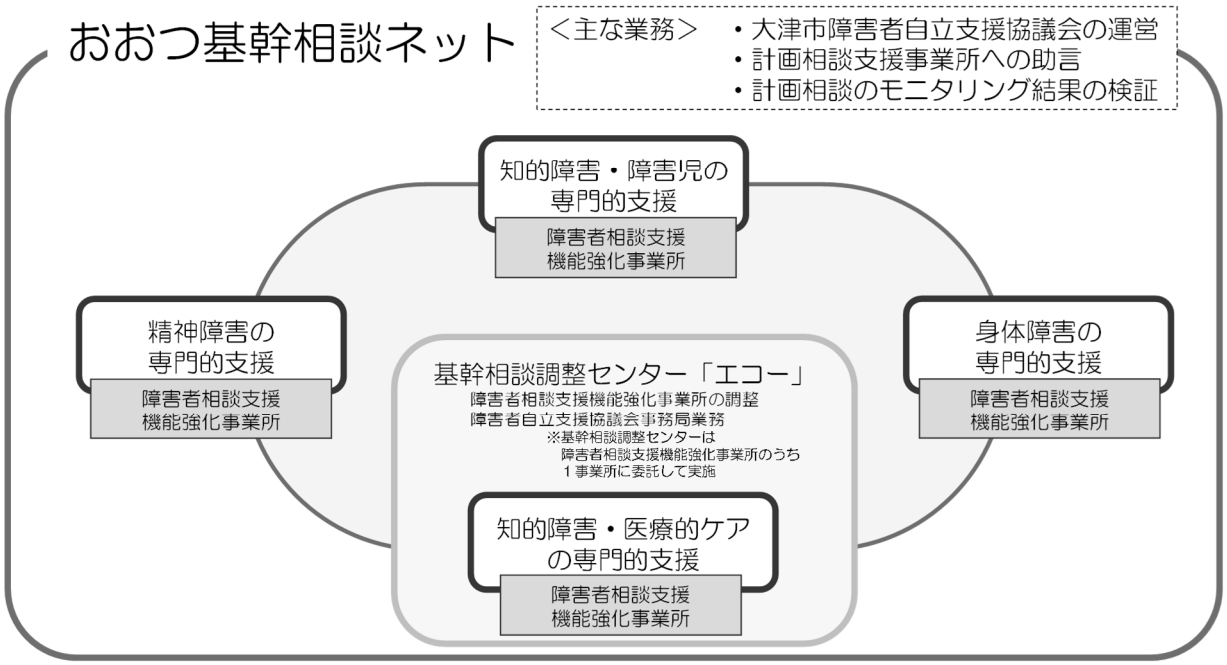
活動指標			
	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	●回	●回	●回
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【修正】	●割	●割	●割
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無【修正】	有／無	有／無	有／無
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	●回	●回	●回

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターの機能を担う障害者相談支援機能強化事業所の連携「おおつ基幹相談ネット」において障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を、引き続き実施していくことが重要です。また、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めることが重要です。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を必要とする対象者に、担当相談支援専門員による計画が作成され、適宜、生活状況に合わせた見直し等が行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援を行い、セルフプランの解消を図っていくことが必要です。特に、身近な地域に相談支援事業所がない場合等にやむを得ず作成される「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた取組を図ります。

大津市における基幹相談支援センターの面的整備



6　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】

（1）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
処遇改善加算の取得促進	指定権者ごとに福祉･介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の向上を図る。	国の方針に準じる

目　標　値	
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	全体の●割以上

活動指標			
	令和９年度	令和10年度	令和11年度
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進に向けた周知・支援の実施	実施	実施	実施
市町村職員及び事業者向け障害福祉サービス等に関する研修の実施・参加人数	●人	●人	●人

目標実現に向けた取組

障害福祉に関わる人材の確保・定着に向けた取組を進めていくことが重要です。処遇改善加算の取得促進を図ることで職場環境の改善を推進していくほか、障害福祉サービスに関する研修等を実施することにより、人材の育成を積極的に行うと同時に、ケアの充実のための生産性向上のための支援を実施していきます。

7　障害福祉サービス等の質の向上

（1）第７期計画の成果目標の達成状況

目標値		実績値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施	実施

活動指標（目標値）			
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	３人	３人	３人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	１回	１回	１回

活動指標（実績値）			
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	３人	５人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	１回	１回	

（2）第８期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和 11 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の方針に準じる
管内事業所の情報公表率及び更新率 100%【新設・中核市対象】	各都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の障害福祉サービス等情報公表制度に基づく情報の公表率及び更新率（毎年度１回）を 100%とすることを基本とする。	国の方針に準じる

目　標　値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施
管内事業所の情報公表率及び更新率	各 100%

活動指標			
	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	●人	●人	●人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	●回	●回	●回

目標実現に向けた取組

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について大津市障害者自立支援協議会と協力して検討を行います。

また、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を福祉指導監査課と事業所の指定部門である障害福祉課とで共有するとともに、管内事業所の情報を公表することで、利用者が安心・安全にサービスを利用することができる体制を整備します。その他、市内のサービス事業所数や利用者数が需要と共有のバランスを調整し、サービスの質のさらなる向上に努めます。

8　障害福祉サービスの利用見込み

（1）訪問系サービスの利用見込量

サービス	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護、家事援助、通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度で常時介護を必要とする人に、自宅での介護・家事援助や外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に、外出時に同行し移動の援護等を行います。
行動援護	知的・精神障害により行動する時に常時介護を必要とする人に、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護（ホームヘルプ）	人/月	793	858	905	954	1,006	1,060
	時間/月	10,700	11,699	12,631	13,315	14,041	14,794
重度訪問介護	人/月	95	101	113	127	142	159
	時間/月	11,483	13,456	13,415	15,077	16,858	18,876
同行援護	人/月	89	89	90	90	91	92
	時間/月	2,682	2,827	2,859	2,859	2,891	2,922
行動援護	人/月	296	321	346	373	403	434
	時間/月	8,974	10,310	10,403	11,215	12,117	13,049
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

○居宅介護、重度訪問介護及び行動援護については、今後もサービス需要の増加が見込まれることから、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

○利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業運営の適正化を図ります。

○障害のため日常生活に支援を必要とする障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要なサービスの提供を図ります。

（2）日中活動系サービスの利用見込量

サービス	概要
生活介護	昼間に介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な訓練を行います。
就労移行支援	一定期間（原則２年間）、就労に必要な訓練を行います。 （自立訓練と就労移行支援を一つの事業所で継続して行う「おおつならではの就労移行支援」も含みます）
就労継続支援 （Ａ型）	雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。
就労継続支援 （Ｂ型）	一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して、通常の事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整や、就労に関する相談、指導・助言等の支援を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援Ａ型、Ｂ型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	病院等で主として昼間に機能訓練、看護、介護及び日常生活の支援を行います（例：びわこ学園・紫香楽病院等）
（福祉型） （医療型） 短期入所	短期間、原則夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度 推計	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	人/月	658	688	704	721	738	756
	日/月	12,188	12,523	13,002	13,316	13,630	13,962
自立訓練 （機能訓練）	人/月	7	6	6	6	6	6
	日/月	113	93	93	93	93	93
自立訓練 （生活訓練）	人/月	52	55	55	55	54	54
	日/月	781	878	839	839	824	824
就労移行支援	人/月	117	122	121	119	118	116
	日/月	1,909	1,946	1,971	1,939	1,922	1,890
就労継続支援 （Ａ型）	人/月	184	199	213	226	237	246
	日/月	3,294	3,578	3,867	4,103	4,303	4,466
就労継続支援 （Ｂ型）	人/月	1,020	1,101	1,178	1,249	1,311	1,363
	日/月	16,157	17,480	18,820	19,954	20,945	21,776

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労定着支援	人/月	68	75	83	91	101	111
就労選択支援	人/月	－	2	5	7	9	11
療養介護	人/月	59	62	63	64	65	66
	日/月	1,773	1,863	1,895	1,925	1,955	1,986
短期入所（福祉型・医療型）	人/月	244	268	276	284	292	301
	日/月	1,155	1,243	1,436	1,478	1,519	1,566

② 見込量確保の方策

〇今後もサービス利用者数の増加が見込まれるサービスについては、業者に向けて需要等に関する情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

〇障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。

〇特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備に努めます。

〇就労継続支援（Ａ型及びＢ型）については、今後も利用の増加が見込まれる一方で、適正かつ質の高いサービス提供が求められており、供給がニーズに対し過剰なものとなっていないかを把握しながら、適切な供給体制の確保を図ります。サービスの供給量が計画において定める当該サービスの必要な見込量を上回った場合は、新規に事業所を指定しない、いわゆる「総量規制」の実施も含めた対応を検討します。

〇令和７年度から開始された就労選択支援については、積極的な活用ができる体制確保に努めます。

〇利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

〇行動障害を呈する人や医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

（3）居住系サービスの利用見込量

サービス	概要
共同生活援助	共同生活を行う住居で、世話人の支援または介護を受けながら生活をします。
施設入所支援	施設において、主に夜間・休日の入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談等の日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度推計	令和９年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助	人/月	491	528	560	588	612	630
施設入所支援	人/月	146	138	133	127	122	118
施設入所支援のうち個室化・ユニット化等の取組状況【新設】	室						
自立生活援助	人/月	8	8	8	8	8	8

② 見込量確保の方策

○障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。グループホームについては、年々増加しているものの、行動障害を呈する人や重症心身障害等の重度の障害者が利用できるグループホームの不足が指摘されていることから、重度の障害者が利用できるサービス事業者の参入を促進し、整備を進めていきます。また、中軽度の障害者が利用するグループホームについては、利用状況の把握や質の向上に向けた取組を進めるとともに、必要に応じて総量規制の実施も含めた適正な整備のあり方を検討します。

○グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助事業所の整備や、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

○グループホームの設置を促進するに当たり、障害のある人に対する誤解・偏見が生じないよう、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図るとともに、事業者による地域住民への事前説明と周知を徹底します。

○障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点など、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

（４）相談支援の利用見込量

サービス	概要
計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行います。
地域移行支援	施設や病院を退所・退院する人に対して、支援体制を確保します。
地域定着支援	居宅で単身で生活している人に対して、連絡体制を確保します。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度推計	令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人/月	553	659	735	820	914	1,019
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	15	34	34	34	34	34

② 見込量確保の方策

〇支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制の確保を図り、のぞまないセルフプランの解消に努めます。

〇障害者のある人が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

〇基幹相談支援センターの機能を担う障害者相談支援機能強化事業所の連携「おおつ基幹相談ネット」により、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、計画相談支援のモニタリング結果の検証を実施するほか、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

〇精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に進めます。

9　地域生活支援事業の見込み（必須事業）

（1）相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	地域の障害がある人の福祉に関する問題に対し、障害のある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、本市では、平成 18 年 10 月に「大津市障害者自立支援協議会」を設置しました。
障害者相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、４法人の連携により基幹相談支援センターの機能を担う「おおつ基幹相談ネット」の体制を令和５年４月に整備しました。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業所数	ヵ所	14	14	14	14	14	14
地域自立支援協議会設置数	ヵ所	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援機能強化事業所数	ヵ所	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

○障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を複数の障害者相談支援機能強化事業所の連携により面的に整備し（「おおつ基幹相談ネット」）、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

○住宅入居等支援事業については、令和５年度から地域生活支援拠点コーディネーター設置事業に集約しています。一般住宅への入居支援や不動産事業者への啓発、居住支援法人との連携等、障害者の居住支援を実施します。

（２）成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するに当たって、費用を負担することが困難な人に対して、審判の申し立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度推計	令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	90	107	117	129	141	155

② 見込量確保の方策

○成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

（３）意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	意思伝達のための支援が必要な人に、手話通訳者等を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度推計	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者等派遣	回						
手話通訳者設置数	人/年	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業※	人/年	58	57	57	57	57	57
	件/年	691	698	698	698	698	698

※手話通訳者等派遣、要約筆記者派遣、盲ろう通訳介助者派遣、おおつ手話サービス（ＬＩＮＥ）、代筆・代読サービスの合計

② 見込量確保の方策

○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助者を必要に応じて派遣するとともに、令和元年度から開始した「おおつ手話サービス（ＬＩＮＥの動画機能を使った中継サービス）」、及び令和５年度から開始した「代筆・代読サービス」等を実施し、コミュニケーション手段の確保及び情報保障を図ります。また、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助者の確保と質の向上に努めます。

○事業を担っているボランティア団体の協力により円滑な事業実施を図るとともに、コミュニケーション支援が必要な人が参加する事業などに対して、主催者が手話通訳者・要約筆記者を配置するよう働き掛けます。

（４）日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	日常生活を円滑にするための用具を給付します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度推計	令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件/年	40	24	24	24	24	24
自立生活支援用具	件/年	56	54	54	54	54	54
在宅療養等支援用具	件/年	76	64	64	64	64	64
情報・意思疎通支援用具	件/年	114	113	113	113	113	113
排泄管理支援用具	件/年	10,889	11,624	11,747	11,872	11,998	12,126
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	3	9	9	9	9	9

② 見込量確保の方策

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

（５）移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を、ヘルパーが支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	人/年	1,013	969	1,000	1,031	1,063	1,097
	時間/年	61,149	57,091	56,667	58,423	60,237	62,163

② 見込量確保の方策

〇利用者の状況やニーズに応じた移動支援の充実に努めるとともに、重度訪問介護や同行援護等による支援も含めて、外出支援を行います。
〇移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

（6）地域活動支援センター事業

サービス	概要
基礎的事業	地域活動支援センターの基本的事業として、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。 Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業をあわせて実施または委託を受けていることを要件とします。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅲ型：運営年数が概ね５年以上で、実利用人数が 10 人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名		単位	実績			見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター事業	基礎的事業	ヵ所	1	1	1	1	1	1
		人/年	57	57	57	57	57	57
	機能強化事業	ヵ所	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

〇相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

10　地域生活支援事業の見込み（任意事業）

（１）日常生活支援事業

サービス	概要
心身障害者訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難で、かつ、通所または病院等への移送が困難な重度障害のある人に対して、自宅へ訪問し、専用の浴槽を利用して入浴サービスを行います。
心身障害者施設入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度障害のある人に対して、浴槽を有する病院、診療所または障害福祉サービス事業所へ移送し、その浴槽を利用して入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	介護者等の一時休息や就労支援などのために、日中に一時的な活動の場を提供します。
在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成	在宅の重度障害のある人の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に障害のある人向きに改造する場合、その改造費の一部を助成します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
心身障害者訪問入浴サービス事業	人/月	39	36	36	36	36	36
	ヵ所/月	6	6	6	6	6	6
心身障害者施設入浴サービス事業	人/月	15	13	13	13	13	13
	ヵ所/月	5	5	5	5	5	5
日中一時支援事業	人/月	829	868	916	967	1,021	1,078
	ヵ所/月	74	75	86	91	96	101
在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成	人/年	14	9	9	9	9	9

② 見込量確保の方策

○入浴サービス事業が必要な障害児者のニーズに対応するため、委託事業所の拡充に努め、利用の促進を図ります。

○日中一時支援事業の受け入れ事業所の増加により、利用者は増加傾向で推移しています。今後も保護者の就労支援も含め、成人期の障害者の平日夕方や休日の居場所の一つとして、日中一時支援事業が必要な障害のある人のニーズに対応するため、委託事業所の拡充に努めるとともに、様々な地域資源を活用し、可能な限り利用者の身近な地域でサービスが受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。

（2）社会参加促進事業

サービス	概要
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	3	6	6	6	6	6
自動車改造費助成事業	人/年	5	4	4	4	4	4

② 見込量確保の方策

○障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、事業を必要とする人へ自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業の周知に努め、サービスを提供します。

○障害のある人も、スポーツ、文化芸術活動に積極的に参加できるような環境を整えるために、関係団体等と協議を進めます。

第 5 章

障害児福祉計画

1　障害児支援の提供体制の整備等

（1）第３期計画の成果目標の達成状況

項目	数値	実績値
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置数	●か所	●か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保数	●か所	●か所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	●か所	●か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置

（2）第４期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	令和 11 年度末までに、児童発達支援センターの中核機能を確保し、各市町村または各圏域に設置することを基本	やまびこ・北部・東部の３つのこども療育センターの機能強化に努める
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和 11 年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	すでに実施しており、教育機関等と連携に努める
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和 11 年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本	すでに実施しているが、更に事業所への情報提供や情報交換に努め、受入れの拡大を図る
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和 11 年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも１か所に確保することを基本	すでに実施しているが、更に事業所への情報提供や情報交換に努め、受入れの拡大を図る
医療的ケア児支援のための協議の場	令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	協議の場はすでに設置されており、一層の連携強化に努める
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	すでに配置されており増加するニーズに対応するよう努める

	国の基本指針	設定の考え方
インクルージョン推進の協議の場の設置【新設】	令和 11 年度末までに、各市町村において、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。	未設置の場合は令和 11 年度末までの設置に向けた検討が必要（具体的な運営方法は今後の通知待ち。既存の「こども専門部会」等での代替可否を含む）
障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の構築・連携体制の確保【新設】	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	伴走的な相談支援の具体的な取組内容・担い手の役割分担は今後の通知待ち。体制確保の方針自体は令和 11 年度末までに設定が必要

目　標　値	
令和 11 年度末までに重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター設置	●か所
令和 11 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和 11 年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	●か所
令和 11 年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	●か所
令和 11 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
令和 11 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置
令和 11 年度末までにインクルージョン推進の協議の場を設置	設置
令和 11 年度末までに障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保	確保

活動指標			
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	●人	●人	●人
ペアレントメンター※の人数	●人	●人	●人
ピアサポートの活動への参加人数	●人	●人	●人

※ペアレントメンター：自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことです。

目標実現に向けた取組

障害児支援の提供体制の整備にあたっては、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用者数の状況を踏まえ、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

サービスの利用においては、子どもの発達にとって必要な支援と、家族の介護負担の軽減のバランスをとりながら、伴走する相談支援が必要です。障害児相談支援の充実を図りながら、サービスの利用につなげます。

また、医療的ケアが必要な児童生徒については、保健・医療・福祉や関係機関の協議の場を一層充実する等、総合的な支援体制を構築するとともに、担い手不足の解消や人材育成等の方策を検討し、医療的ケア児及び重症心身障害児を対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスの事業実施への支援が必要です。医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関の連携を図ります。障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの機能強化を実施します。また、重症心身障害児、医療的ケア児支援するため、医療的ケア児等コーディネーターや滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「こあゆ」と連携するとともに、対応可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の拡充に努めます。

さらに、障害児のインクルージョン（社会的包摂）を推進するための体制整備を行うことが重要です。推進のための協議の場を設置することで、効果的に障害児のインクルージョンを進めていきます。

2　障害児福祉サービスの利用見込み

（1）障害児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度推計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	人/月	210	254	286	322	363	408
	日/月	1,573	1,708	2,247	2,530	2,852	3,206
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	872	912	954	998	1,043	1,091
	日/月	11,122	11,468	12,082	12,639	13,209	13,817
保育所等訪問支援	人/月	21	25	30	35	42	50
	回/月	25	34	38	45	54	64
居宅訪問型児童発達支援	人/月	3	1	3	3	3	3
	回/月	8	1	8	8	8	8
障害児相談支援	人/月	245	274	314	361	414	475
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	11	14	15	17	18	20

② 見込量確保の方策

〇今後もサービスに対する需要が増加していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、重度障害に対応できる事業所等が少ないことから、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

〇利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業運営の適正化を図ります。

〇障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービス提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

〇障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

〇研修を受けて養成された医療的ケア児等コーディネーターの役割について整理し、支援が必要な家庭への情報提供や支援が行われるよう、連携を図ります。

〇のぞまないセルフプランの解消に向けて、相談支援専門員や相談支援事業所を増やす取組を進めます。